

第 1 条(目的)

この規程は、本学会に所属する会員の研究倫理についての啓発と適正な倫理観に基づく研究活動を支援すると共に、本会に関わる「人を対象とした医学研究」活動が、ヘルシンキ宣言及び関連する法律、政令、省令、告示並びに国内の倫理指針等の趣旨に抵触する「研究倫理」に関わる問題が生じた際に速やかに対応することを目的とする。

第 2 条(理事長の責務)

- ① 本学会の理事長は、理事会において利益相反・倫理委員会(以下、「本委員会」という。)の組織および規程を作成し、当該規程に従って、本委員会の委員及びその事務に従事する者に業務を負わせる。
- ② 本学会の理事長は、本委員会の委員及びその事務に従事する者が本委員会に関連する業務を行うのに必要な教育・研修を受けることを確保するために必要な措置を講じる。

第 3 条(会員の責務と権利)

- ① 本会会員は、「人を対象とした医学研究」を実施するにあたり、ヘルシンキ宣言及び関連する法律、政令、省令、告示並びに国内の倫理指針等の趣旨を遵守するものとする。
- ② 本会会員は、本学会が主催する学術集会、ならびに、学会誌への論文投稿において「人を対象とした医学研究」に関する内容を含む発表等(以下「発表」という)を行う場合、発表を行う者は、当該研究が実施された施設での倫理委員会承認の有無、公開データベース登録の有無について発表において開示を行う。
- ③ 本会会員は、倫理的問題が疑われる事案に遭遇した場合、第 4 条 2 項で規定する本委員会に相談することができる。
- ④ 本会会員は、第 4 条 1 項で規定する本委員会による審議・調査について、特段の事情がない限り協力することとする。

第 4 条(本委員会の倫理規程に関する役割・責務)

第1項

本委員会は、理事長から諮問のあった次の事項について審議・調査する。

- ① 会員から研究上の倫理的問題について審議申請のあった事項
- ② 会員の研究について倫理的疑義が提起された事項
- ③ その他必要と認めた事項

第2項

本委員会は、学会員等からの不正行為・倫理問題に関する相談や情報提供を受け、必要に応じて審議・調査を行う。

第3項

本委員会は、上記第1、2項で行われた調査結果を理事長に報告する。

第4項

本委員会は、会員の研究倫理意識の向上に資する啓発、研修活動を企画、運営する。

第5条(守秘義務)

本委員会の委員は、審査を行う上で知り得た研究対象者に関する情報を法令又は裁判所の命令に基づく場合等正当な理由なしに漏らしてはならない。また、委員を退いた後も同様とする。なお、情報の予期せぬ漏えい等、研究対象者等の人権の保障の観点から重大な懸念が生じた場合には、速やかに本学会の理事長に報告しなければならない。

第6条(委員の資質向上)

本委員会の委員及びその事務に従事する者は、初めて審査及び関連する業務に従事する場合には、あらかじめ倫理的観点及び科学的観点からの審査等に必要な知識を習得するための教育・研修を受ける。また、継続して適宜教育・研修を受けなければならない。

第7条(調査等への協力)

本学会の理事長は、厚生労働大臣等が行う倫理委員会の組織及び運営に係る調査に協力する。

第8条(庶務)

本委員会の庶務は、学会事務局において行う。

第9条(雑則)

理事長は、この規程に定める他、この規程の実施に当たって必要な事項は、本委員会の意見を聞いて別に定めることができる。

附則

本規程は、一般社団法人日本潰瘍学会理事会承認日より施行する。